

きららにじぐみキッズ
(児童発達支援・放課後等デイサービス)
自己評価結果について

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所においては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)の改正により、事業所は自己評価結果等の公表が義務付けられています。

つきましては、保護者等による事業所評価と職員による事業所の支援の評価を踏まえ、事業所全体としての評価結果をまとめ、改善を図っていきます。

保護者等にご記入いただいた評価表の提出方法

連絡システムを使い、使用しているスマートフォンやパソコンでの回答を依頼

配布・回収期間

令和6年1月10日(水)～令和6年1月26日(金)

対象者・回収状況

	きららにじぐみキッズ
児童発達支援 (保護者)	15名 8名提出(53.3%)
放課後等デイ (保護者)	26名 7名提出(26.9%)
児童発達支援 (職員)	4名 4名提出(100%)
放課後等デイ (職員)	4名 4名提出(100%)

※()内は、回収率

評価結果表

別紙資料のとおり(きららにじぐみキッズ)

- 保護者等向け・児童発達支援評価表
- 保護者等向け・放課後等デイサービス評価表
- 事業所職員向け・児童発達支援評価
- 事業所職員向け・放課後等デイ評価

<児童発達支援・放課後等デイサービス共通>

令和5年度より、システムを導入し、保護者との連絡交換がスムーズになりました。
また、写真を送れることで、子どもの姿が伝わりやすくなっていると感じています。

その一方で、事業所評価の回答率が低下しました。初めてシステムを使ったことにより、
回答の仕方が不慣れだったことも考えられます。

ご回答をいただいた中の「子どもは通所を楽しみにしているか」「事業所の支援に満足しているか」
には、「はい」のご意見を多数いただきました。

中には、「送迎がなくなるのは大変困る」とのご意見をいただきました。送迎については、車の台数が限られま
すので、ご相談とさせていただきたいと思います。

令和6年3月をもって、きららにじぐみキッズは廃止となりますが、
4月より、きららにじぐみがより良い事業所になるよう、子どもたちが安心して楽しく通所できるよう、
新たな事業所づくりに努めてまいります。

社会福祉法人吉田福祉会
児童発達支援・放課後等デイサービス
きららにじぐみキッズ
担当：落合美里